

第122期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時

場所

宮崎市広島2丁目1番31号
当行本店2階会議室
（末尾に記載の「会場ご案内図」を
ご参照のうえご来場ください）

目次

第122期定時株主総会招集ご通知	1
第122期事業報告	6
計算書類	29
連結計算書類	32
監査報告書	35
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金の処分の件	40
第2号議案 定款一部変更の件	41
第3号議案 監査等委員でない取締役 9名選任の件	48
第4号議案 監査等委員である取締役 4名選任の件	56

株主総会会場ご案内図

(証券コード 8560)

株式会社宮崎太陽銀行

(証券コード 8560)

2023年6月2日

(電子提供措置の開始日 2023年6月1日)

株 主 各 位

宮崎市広島2丁目1番31号

株式会社宮崎太陽銀行

取締役頭取 林田 洋二

第122期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第122期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイト「第122期定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当行ウェブサイト

<https://www.taiyobank.co.jp/investors/meetings/>



福岡証券取引所ウェブサイト

<https://www.fse.or.jp/listed/search.php/>

(当行名又は証券コードを入力・検索し、「詳細情報」 「株主総会招集通知」を順に選択のうえ、ご覧ください)



なお、当日のご来場に代えて書面またはインターネットのいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権の行使についてのご案内」に従って、2023年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 宮崎市広島2丁目1番31号 当行本店2階会議室
(末尾に記載の「会場ご案内図」をご参照のうえご来場ください)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第122期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

監査等委員でない取締役9名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、株主さまの安全第一を考え、株主総会を以下のとおり運営させていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

- 会場の当行役職員は検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で対応いたします。
- 会場にご来場の株主さまにおかれましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更により、マスク着用は個人の判断に委ねられることになりましたが、体調や感染リスク回避も勘案のうえ、マスク着用の要否をご判断くださいますよう、お願いいたします。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。(https://www.taiyobank.co.jp/)

議決権の行使についてのご案内



当日ご出席による議決権行使の場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、前述の行使期限までに到着するようご返送ください。



インターネットによる議決権行使の場合

インターネットによる議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」（4頁～5頁）をご高覧のうえ、前述の行使期限までにご行使ください。

- (1) インターネットにより議決権を複数回行使された場合には、最後に行われたものを有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットと議決権行使書の両方で議決権を重複行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効な議決権の行使としてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

1. 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面を送付しております。ただし、電子提供措置事項のうち、「計算書類の個別注記表」および「連結計算書類の連結注記表」につきましては、法令および当行定款第16条の規定に基づき、本書面には記載しておりません。
なお、本書面に記載しております計算書類および連結計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査報告の作成に際して監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。
2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。



インターネットによる議決権行使のご案内



「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

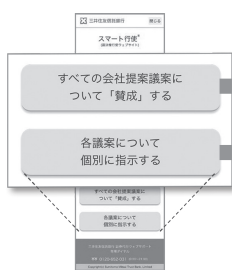
※「スマート行使」での議決権行使は1回に限ります。

QRコードを読み取る



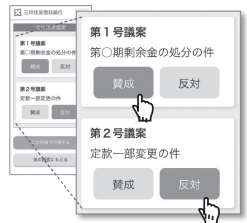
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

以降、画面の案内に従い議決権をご行使ください。



インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する下記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2023年6月22日（木曜日）
午後5時30分まで

議決権行使ウェブサイト ▶

<https://www.web54.net>



❶ パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱い

- パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
- 書面とインターネットにより、議決権を重複行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットによって複数回、またはパソコン・スマートフォン・タブレット端末・携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

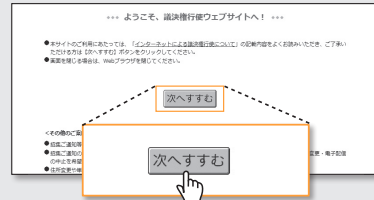
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

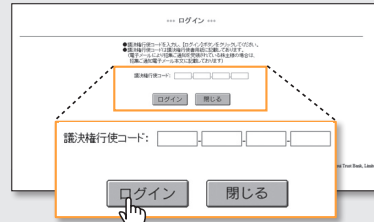
「議決権行使ウェブサイト」による方法

議決権行使ウェブサイトへアクセス



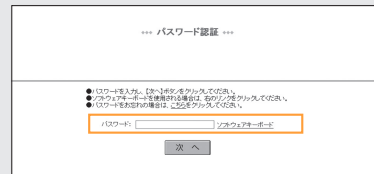
「次へすすむ」をクリック

ログイン



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降、画面の案内に従い
議決権をご行使ください。

第122期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

【主要な事業内容】

当行は、宮崎県、鹿児島県を主要な営業基盤とする地域金融機関として、預金業務、貸出業務のほか、内国為替業務、外国為替業務、証券業務、投資信託・保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客さまに幅広い金融商品・サービスをご提供しております。

【金融経済環境】

当期の国内経済は、ウクライナ情勢に伴う原材料価格の高騰、歴史的な円安に伴う輸入価格上昇等により事業運営コストの増加等の影響が見られましたが、新型コロナウイルス感染症の第7波、第8波の最中にあっても強い行動制限は出されず、感染リスクを各自が考慮しながら消費活動を行うウィズコロナが進展したことから個人消費が継続的に回復し、これら個人消費関連のサービス業が景気を下支えしたこと等を背景に、全体としては、緩やかながらも持ち直しの動きが見られることとなりました。

また、県内経済も同様にウィズコロナによる景気回復に向けた動きが進行し、景気浮揚策である「全国旅行支援」が後押しとなり、県の基幹産業である観光を起点とした消費活性化の動きが継続しました。

とりわけ、2022年後半から2023年3月にかけては、2年8ヶ月振りの国際線就航、3年3ヶ月振りの外国クルーズ船受け入れ、プロスポーツキャンプにWBC「侍ジャパン」による集客効果も加わり、国内外からの訪問客が県内各地の観光地を訪れ、多くの賑わいが生まれました。

なお、足許においては、依然原材料価格高騰や物価上昇に伴う個人消費の停滞、人手不足による需要の取りこぼし等の懸念材料も残りますが、コロナ禍前に県内経済の一端を支えていたインバウンド、スポーツキャンプ等による個人消費に回復の兆しが認められること、それら観光消費を後押しする東九州自動車道の延伸効果として県内各地への周遊性が向上していること、コロナの5類移行に伴う消費マインド改善等を背景としながら、当行を含む地元事業者と県民の皆さまとが一体となり、オール宮崎で個人消費と事業活動の活性化に向けた取り組みに努めていくことで、2023年度は、景気の本格回復が期待される状況となっております。

【事業の経過および成果】

当行は、地域経済活性化のため、地域のお客さまへの安定的かつ円滑な資金供給など、地域金融機関としての役割を着実に果たしていくことを目的とし、2010年3月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」に基づく国の資本参加を受け、2021年4月より第五次の経営強化計画に取り組んでまいりました。

本計画においても、地域経済活性化への取組方針を堅持し、当行が豊かな地域づくりへの貢献と地域経済活性化を支える役割を果たしていくため、地域に密着したリレーション活動や、ご提供するサービス品質の向上など、地域とともに持続的成長を目指すビジネスモデルの深化に努めてまいりました。

なお、2022年11月に、国の資本参加として株式会社整理回収機構にお引受けいただいていたA種優先株式を自己株式として取得し、公的資金を全額返済しておりますが、当初計画期間である2024年3月にかけては、第五次の経営強化計画を経営計画として踏襲し、引き続き地域経済活性化に向けた諸施策に取り組んでまいることとしております。

<預 金>

預金の当期末残高につきましては、前年同期比で個人預金が133億円（2.5%）増加、法人等預金は31億円（1.5%）減少したことから、全体では102億円（1.4%）増加して7,362億円となりました。また、平均残高につきましても、全体で180億円（2.4%）増加して7,398億円となりました。

<貸出金>

貸出金の当期末残高につきましては、前年同期比で中小規模事業者等向け貸出が44億円（1.4%）、個人向け貸出が56億円（4.0%）、ともに増加したことから、全体では89億円（1.6%）増加して5,441億円となりました。また、平均残高につきましても、中小規模事業者等向け貸出が56億円（1.8%）、個人向け貸出が57億円（4.2%）ともに増加したことなどから、全体では96億円（1.8%）増加して5,352億円となりました。

<損 益>

その他経常収益の増加に加えて、役務取引等収益も増加したことから、経常収益は前期比4億61百万円増収の121億49百万円となりました。一方、経常費用は営業経費は減少したものの、その他経常費用の増加を主因に、前期比2億65百万円増加の100億82百万円となりました。この結果、経常利益は前期比1億95百万円増益の20億66百万円、当期純利益は前期比77百万円減益の15億42百万円となりました。

<主要取り組み>

- 2023年10月に導入予定のインボイス（適格請求書）制度について学ぶお取引先向けセミナーを宮崎市、都城市、延岡市で開催しました。
- OLTA株式会社との共同事業として、お取引先が保有する入金待ちの請求書を売却することにより、最短24時間以内に資金化するオンライン完結型の資金調達サービス「宮崎太陽クラウドファクタリング powered by OLTA」の取扱いを開始しました。
- 宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫との店舗外ATMの共同利用を拡充しました。
- お客さまの利便性向上を目的に、スマートフォン専用「宮崎太陽銀行アプリ」に「住所変更届受付サービス」を追加したほか、住宅ローンの電子契約サービスを開始しました。
- 「企業版ふるさと納税（人材派遣型）」を活用した官民の相互連携により、高原町が設立した地域商社の持続的かつ安定的な運営と各種事業の更なる推進を行い、高原町の創生・再生を目指すことを目的に、高原町、奥霧島地域商社ツナガルたかはる株式会社、宮崎太陽銀行、宮崎太陽キャピタルによる連携協定を締結し、当行行員1名を地域商社に派出しました。
- 地方銀行からもう一步踏み込んだ「地元銀行」を目指すプロジェクトとして、若手行員9名による「太陽系会議」を開催しました。現在、若手行員が描いた地元銀行の新しいイメージをCMとして放映中です。
- 地元企業への就職者数増加と企業における人材確保を図ることを目的に、宮崎県内の高校生が企業を訪問する「高校生向け就職支援 企業と学生のマッチングプロジェクト」を開催しました。
- 経営理念の一つである「生活文化の向上」に資する取り組みとして、地元地域における芸術分野の振興を目的に、「ホキ美術館名品展」に特別協賛しました。
- 農業や食を核とした地域活性化策を提案する「アグロポリスコンテスト」（宮崎産業経営大学主催）に参加し、最優秀賞受賞者を「宮崎太陽銀行頭取賞」として表彰いたしました。
- デジタル技術を駆使した新たな顧客向けサービスの展開等を目的に、事務部にDX推進室を新設しました。また、世界的なサイバー攻撃の増加等により質・量ともに高まると予想されるサイバーセキュリティリスクへの対応強化を目的に、総合企画部にサイバーセキュリティ対策室を新設しました。
- 2021年8月に迎えた創立80周年事業の一環として編纂を進めていた『宮崎太陽銀行 80年史』を発刊しました。
- SDGsに関連する取り組みの一環として、脱炭素ビジネス拡大への貢献を目的に設立された株式会社脱炭素化支援機構への出資を行いました。

<店 舗>

お客さまの利便性確保に配慮しつつ、経営資源を集約することにより、地域経済活性化に最大限の貢献ができる営業体制を整備することを目的に、店舗内店舗方式により、城ヶ崎支店の赤江支店内への移転および船塚出張所の北支店内への移転を実施しました。

これらにより、当期末の店舗数は53ヶ店（うち5出張所）となっております。

【当行が対処すべき課題】

地元の事業者さまは、人口減少、少子高齢化、後継者問題等の地域課題に伴う経済の規模縮小に加え、コロナ関連融資の返済本格化、原材料価格高騰、さらには世界的な金融引き締めに伴う海外景気の下振れや地政学的リスクの影響等も引き続き懸念されることから、未だ先行きの見通しが立てづらい経営環境に置かれております。

こうした中、当行におきましては、全役職員が「お客さま支援は地域金融機関の最も重要な使命であり、お客さまの成長と地域経済の底上げに繋がる」という考え方を堅持し、地元支援機関等との緊密な連携も図りながら、お客さまの企業価値向上に資する伴走型の経営改善支援と強固な経営基盤確立に向けた具体的取り組みを一層深掘りしていくことにより、当行の経営理念である「日進月歩の伸展」、「地域社会の繁栄」、「生活文化の向上」の実現に努めてまいり所存でございます。

また、当行ではこうした地域経済に対する取り組みに加え、地域環境・社会に対する取り組みも自らが取り組むべき重要課題の一つと位置付けております。

これらの取り組みにおいては、経営理念と関連づけて策定した「宮崎太陽銀行SDGs宣言」を基本方針としつつ、2022年8月に新設した「サステナビリティ委員会」にて組織横断的な検討を重ねながら、役職員一人ひとりが、地元地域が抱える環境・社会面における課題解決に積極的に働きかけることを通じて、地元地域と当行自身両方のサステナビリティ向上に努めてまいることとしております。

株主さまを始めとしたステークホルダーの皆さまにおかれましては、今後とも、格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度(当期)
預 金	金	653,854	701,697	725,973	736,216
	定期性預金	273,013	257,222	252,060	238,478
	その他	380,840	444,474	473,912	497,738
貸 出 金	金	501,638	522,467	535,172	544,124
	個人向け	131,995	132,978	138,629	144,237
	中小企業向け	292,198	311,271	321,161	325,971
	その他	77,443	78,216	75,380	73,915
商品有価証券		—	—	—	—
有 価 証 券	金	128,732	144,544	158,842	160,900
	国債	31,280	27,073	29,913	29,649
	その他	97,451	117,470	128,929	131,250
総 資 産		703,157	828,099	877,554	808,650
内国為替取扱高		2,111,703	2,154,185	2,187,194	2,193,713
外国為替取扱高		40 百万ドル	28 百万ドル	34 百万ドル	20 百万ドル
経 常 利 益		1,319	1,490	1,871	2,066
当 期 純 利 益		1,085	1,166	1,619	1,542
1株当たり当期純利益		176円04銭	191円16銭	276円49銭	271円80銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益(当期優先株式配当金総額を控除した金額)を期中の平均発行済普通株式数(自己株式を控除した株式数)で除して算出しております。

(3) 使用人の状況

		当 年 度 末
使 用 人 数		619人
平 均 年 齢		37歳8ヶ月
平 均 勤 続 年 数		15年4ヶ月
平 均 給 与 月 額		330千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の平均給与月額(基準外賃金含む)であり、賞与は含まれておりません。

(4) 営業所等の状況

① 営業所数

	当 年 度 末	
宮 崎 県 内	46ヶ店	うち出張所 (5)
鹿 児 島 県 内	5	(-)
大 分 県 内	1	(-)
福 岡 県 内	1	(-)
合 計	53	(5)

- (注) 1. 宮崎県内の46ヶ店および合計の53ヶ店には、店舗内店舗方式で営業している西佐土原支店、都城北支店、あやめ原支店、城ヶ崎支店、船塚出張所を含んでいるため、店舗の拠点数としては宮崎県内が41ヶ店、合計が48ヶ店となっております。
2. 上記のほか、店舗外現金自動設備を68ヶ所(前年度末65ヶ所)設置しております。

② 当年度新設営業所
該当ございません。

③ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

④ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

① 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	516
---------	-----

② 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
鹿児島支店耐震補強工事	170
中央監視装置更新	101
南支店改修工事	31

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

① 親会社の状況

該当ございません。

② 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の議 決権比率
株式会社宮崎太陽 リース	宮崎市橘通東3丁目 1番39号	情報・事務用・医療機器等各種 物件のリース、金銭貸付、各種 の金融業務、債務保証の業務等	百万円 15	% 15
株式会社宮崎太陽 キャピタル	宮崎市広島2丁目1 番31号	株式・社債等への投資、経営コ ンサルティング業務等	10	5

③ 重要な業務提携の概況

- 第二地銀協地銀37行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- 第二地銀協地銀37行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行62行、信用金庫255金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合141組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連593(農林中金、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- 第二地銀協地銀37行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法によるお取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ゆうちょ銀行との提携により、CAFIS経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金サービスを行っております。
- 2019年5月6日に加盟した沖縄海邦銀行を含め、九州地区第二地銀7行で勘定系および対外系システム等オンラインシステムを共同利用しております。
- セブン銀行、イーネットおよびローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・入金等のサービスを行っております。
- お取引先企業の人材面の課題解決に向けて、人材紹介に関する提携をパーソルキャリア株式会社、株式会社リクルートキャリア、株式会社みらいワークスと行っております。
- お取引先の抱える事業運営課題の解決のために、専門性の高い金融サービス機能を有する株式会社あおぞら銀行とお取引先サポート業務にかかる基本合意書を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2022年度末現在)

氏名	地位および担当		重要な兼職	その他
林 田 洋 二	取締役頭取 (代表取締役)			
津 隈 卓 三	取締役副頭取 (代表取締役)	コンプライアンス統括部、関連 会社担当		
安 藤 和 慶	専務取締役	営業統括部、地域活性化部、リ テール企画部、総務部、人事部、 業務改革部担当		
黒 木 浩	常務取締役	融資一部、融資二部、融資三部 担当		
上 野 哲 弘	常務取締役	総合企画部長 総合企画部、証券国際部担当		
水 永 信 里	取締役	コンプライアンス統括部長 コンプライアンス統括部担当		
野 村 公 治	取締役(非常勤)		(株)宮崎太陽キャ ピタル 代表取締役社長	
堀 井 洋 一 郎	取締役 (社外取締役)		(有)本川牧場 取締役	
飯 田 三 和	取締役 (社外取締役)		税理士法人 アイビーパートナーズ 税理士	
河 野 文 一	取締役 (常勤監査等委員)			
郷 俊 介	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		郷法律事務所 弁護士	
井 上 敬 雄	取締役 (監査等委員) (社外取締役)			
保 田 昌 秀	取締役 (監査等委員) (社外取締役)		宮崎国際大学 教授	

- (注) 1. 取締役堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当行は堀井洋一郎、飯田三和、郷俊介、井上敬雄および保田昌秀を福岡証券取引所規則の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集および重要な社内会議における情報共有ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能とするため、常勤の監査等委員を選定しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

当行は2021年2月8日開催の取締役会におきまして、以下のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る方針を決議いたしました。

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

1. 基本方針

当行の取締役の報酬は、取締役に相応しい人材の確保・維持ならびに、業績と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして有効に機能し、報酬の水準は、役割・職責・業績に報いるに相応しいものとするを基本方針としております。

具体的には、監査等委員でない取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）の報酬は、基本報酬、および業績連動報酬により構成し、監査等委員である取締役および社外取締役、非常勤取締役は、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当行の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役割や職責に応じて他行水準、当行の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

3. 業績連動報酬の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、業績向上への貢献意欲や士気を高めるインセンティブとして、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を業績連動報酬として毎年、一定の時期に支給しております。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画等と適合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて任意の指名報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うこととしております。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、役割・職責・業績等を総合的に勘案。取締役会が任意の指名報酬委員会に諮問し、指名報酬委員会において検討を行っております。取締役会は指名報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
 監査等委員でない取締役の個人別の報酬等の内容については、任意の指名報酬委員会に諮問のうえ、取締役会の決議によって決定しております。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議によって決定することとしております。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
 取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、任意の指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬
取締役（監査等委員を除く）	9名	129	127	2
（うち社外取締役）	（2名）	（6）	（6）	（－）
取締役（監査等委員）	4名	26	26	－
（うち社外取締役）	（3名）	（9）	（9）	（－）
合計	13名	156	154	2

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与（賞与含む）13百万円は含まれておりません。
 3. 2012年6月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。
 4. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において年額180百万円以内（うち社外取締役年額15百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員を除く）の員数9名（うち社外取締役2名）。
 5. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第118期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時の取締役（監査等委員）の員数4名。
 6. 当行は2012年6月28日開催の第111期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止し、第111期定時株主総会終結後引き続き在任する取締役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。
 7. 業績連動報酬等の額または数の算式に用いた業績指標の実績は、第122期損益計算書に記載のとおりであります。

(3) 責任限定契約

堀井 洋一郎 (社外取締役)	当行は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。
飯田 三和 (社外取締役)	同上
郷 俊介 (社外取締役)	同上
井上 敬雄 (社外取締役)	同上
保田 昌秀 (社外取締役)	同上

(4) 補償契約

該当ございません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当行取締役	<p>当行は全ての取締役を被保険者とした、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険契約）を保険会社との間で締結しています。</p> <p>当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった訴訟費用および損害賠償金を填補の対象としています。 ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。 ・当該契約の保険料は全額当行が負担しています。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
堀井 洋一郎 (取締役)	有限会社本川牧場 取締役
飯田 三和 (取締役)	税理士法人アイビーパートナーズ 税理士
郷 俊介 (取締役 (監査等委員))	郷法律事務所 弁護士
井上 敬雄 (取締役 (監査等委員))	—
保田 昌秀 (取締役 (監査等委員))	宮崎国際大学 教授

(注) 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への 出席状況	取締役会および監査等 委員会における発言 その他の活動状況
堀井 洋一郎 (取締役)	6年9ヶ月	取締役会 17/17回 (100%)	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
飯田 三和 (取締役)	4年9ヶ月	取締役会 17/17回 (100%)	出席した取締役会において、報告事項や決議事項について、適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
郷 俊介 (取締役 (監査等委員))	3年9ヶ月	取締役会 17/17回 (100%) 監査等委員会 18/18回 (100%)	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について、弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

氏名	在任期間	取締役会および 監査等委員会への 出席状況	取締役会および監査等 委員会における発言 その他の活動状況
井上 敬雄 (取締役 (監査等委員))	3年9ヶ月	取締役会 17/17回 (100%) 監査等委員会 18/18回 (100%)	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
保田 昌秀 (取締役 (監査等委員))	3年9ヶ月	取締役会 17/17回 (100%) 監査等委員会 18/18回 (100%)	出席した取締役会、監査等委員会において、報告事項や決議事項について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	16	—

(注) 2012年6月28日開催の第111期定時株主総会において、役員退職慰労金制度を廃止しておりますので、2012年7月以降の役員退職慰労引当金の繰入は行っておりません。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	
	普通株式	21,000千株
	A種優先株式	21,000千株
	第1回B種優先株式	1,000千株
	第2回B種優先株式	1,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	5,287千株
		(自己株式55千株を除く)
	A種優先株式	— 千株
	第1回B種優先株式	600千株
	(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。	
(2) 当年度末株主数	普通株式	4,100名
	A種優先株式	— 名
	第1回B種優先株式	36名

(3) 大株主

① 普通株式（上位10名）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
宮崎太陽銀行従業員持株会	271 千株	5.12 %
株式会社西日本シティ銀行	188	3.56
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	174	3.30
東京海上日動火災保険株式会社	173	3.28
A I G 損害保険株式会社	161	3.05
株式会社福岡中央銀行	139	2.64
大和冷機工業株式会社	125	2.36
株式会社大成住宅	124	2.34
株式会社福岡銀行	122	2.31
株式会社南日本銀行	120	2.28

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(55千株)を控除して計算しております。

② 第1回B種優先株式（上位10名）

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株 式 会 社 宮 崎 銀 行	100 千株	16.66 %
株 式 会 社 児 湯 食 鳥	50	8.33
平 和 リ ー ス 株 式 会 社	50	8.33
高 鍋 信 用 金 庫	30	5.00
株 式 会 社 マ エ ム ラ	30	5.00
宮 崎 瓦 斯 株 式 会 社	30	5.00
宮 崎 第 一 信 用 金 庫	30	5.00
米 良 電 機 産 業 株 式 会 社	30	5.00
宮 崎 綜 合 警 備 株 式 会 社	20	3.33
九 州 綜 合 信 用 株 式 会 社	15	2.50
株 式 会 社 宮 崎 日 日 新 聞 社	15	2.50

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

当事業年度中に職務執行の対価として、役員に交付した株式はございません。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 監査の職務を行った指定有限責任社員 永里 剛 ・ 中園 龍也	39	(注)

- (注) 1. 当行および当行子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は39百万円であります。
2. 当行と会計監査人との監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の前事業年度の監査体制や監査時間等の監査実績の分析と評価を行うとともに、会計監査人から当該事業年度の報酬見積りを受領し、その内容について説明を受け、新たに当該事業年度の監査体制・監査計画等について、前事業年度の監査実績の分析と評価結果との整合性を確認しました。また、経営執行部から見積り分析と評価について説明を受けるとともに、会計監査人と経営執行部の報酬に関する交渉状況のヒアリングを行い、報酬額についての会計監査人の所見を聴取し、監査等委員会として総合的に評価した結果、会計監査人に対する報酬に関しては、相当であると判断し同意いたしました。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 補償契約

該当ございません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が適切な監査を実施しているかについて、監査等委員が適宜監視を行うとともに、会計監査人の再任の適否に関し、その職務遂行の状況などから毎期検討を行っております。会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、監査等委員全員の同意を得たうえで、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

基本方針は定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、内部統制に係る基本方針について、下記のとおり決議しております。

記

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は当行の経営理念に則り、法令等遵守態勢の構築を経営の最重要課題の一つと位置付け、以下の項目のとおり、取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保し、その整備・充実を図る。
- ② 法令等遵守の徹底と企業倫理の確立による健全かつ公正な業務執行をチェックする組織として、頭取を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置するとともに、その統括部門としてコンプライアンス統括部を置き、法令等遵守に係る態勢の整備・充実を図る。
- ③ 役職員の行動指針を「コンプライアンス・マニュアル」に定めるとともに、具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス統括部はその進捗状況を定期的に取り締役に報告する。
- ④ 役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を定め、さらなる周知徹底を図る。
- ⑤ 内部監査部門として監査部を設置し、法令等遵守に関する管理態勢の適切性及び有効性を検証し、その結果を監査等委員会および取締役会に報告する。
- ⑥ 反社会的勢力を排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であると認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む。反社会的勢力による不当要求に対しては、警察等外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。
- ⑦ マネー・ローンダリング/テロ資金供与防止方針を定め、犯罪組織やテロ組織への資金流出を未然に防ぎ、安全で利便性が高い金融サービスを維持し、犯罪組織やテロ組織に利用させない体制を構築する。
- ⑧ コンプライアンス統括部金融犯罪対策室は、上記⑥と⑦を統括し、一元的な管理を行い、迅速な対応に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書については、「取締役会規程」、「経営会議規定」等において、保存の方法・期限等を定める。
- ② 業務執行に係る情報の保存及び管理については、「セキュリティポリシー」、「セキュリティスタンダード」等に定めて、これを周知徹底するとともに、必要な研修を実施する。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、「リスク管理に関する基本理念」、「リスク管理に関する基本方針」を定め、「リスク管理委員会」を設置するとともに、全行的なリスク管理の統括部門を総合企画部リスク管理室に置き、リスク管理態勢の整備・充実を図る。
- ② 災害やシステム障害等の危機発生時の基本方針として、「危機管理指針」を定めるとともに、主要業務の継続及び早期復旧を目的とした業務継続計画（BCP）を策定して、適切な管理態勢を整備・強化する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行の効率性を確保するために、「取締役会規程」において、取締役会の運営及び決議・報告事項に関する基準等を定めるとともに、経営会議及び各種委員会等、取締役会を補佐する機関を設置する。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職制及び業務執行規定」、「職務権限規定」及び「事務分掌表」等に定められた権限、手続きに則り行う。

(5) 当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ会社における業務の適切性の確保及び実効性ある経営管理を行うため、当行の業務主管部署への協議・報告の基準を「グループ会社運営規定」に定める。
- ② グループ会社に対して、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢について管理規定を整備させ、当行に準じた運営を行うよう管理・指導する。
- ③ グループ会社の運営を統括する部署を総合企画部に置き、定期的に会議を開催し、適切な管理・指導を行う。
- ④ グループ会社の取締役及び使用人の業務の執行については、グループ会社の各規定等に基づき効率的に行わせる。
- ⑤ グループ会社においても、役職員の法令等違反に関する通報を直接受け付けるために、「内部通報制度」を整備させる。
- ⑥ 監査部は、「監査規定」及びグループ会社の内部規定に基づき内部監査を実施する。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助する部署として「監査等委員会室」を置き、必要な担当者を監査等委員会室に配置する。
- ② 監査等委員会室には、監査業務の補助を行うのに必要な知識・能力を具備した人材を配置する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会室の担当者の任命・異動・評価については、監査等委員会の同意を得るものとする。
- ② 監査等委員会室の担当者として、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を遂行できる態勢を確保する。

(8) 当行及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

- ① 当行及びグループ会社の取締役及び使用人は、行内規定等に基づき、定期的または必要に応じて、当行監査等委員会へ報告・情報提供を行うとともに、監査等委員会から報告を求められた場合は、適切に対応しなければならない。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査等委員会へ報告をした者が報告したことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための態勢を整備する。

(10) 当行の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については、監査等委員の職務の執行に必要でないことが認められた場合を除き、これを支払うものとする。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員の取締役会、経営会議、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会その他重要な会議への出席や、監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備し、関連する行内規定等に定める。
- ② 代表取締役頭取、会計監査人は、監査等委員会と定期的または必要に応じて意見情報交換を行い、相互認識と信頼関係を深めるものとする。
- ③ 監査等委員による監査機能の強化及び監査活動等における実効性向上を図ることを目的とした「内部監査部門協議会」を設置する。

<内部統制システムの運用状況の概要>

当行では、上記基本方針に基づく内部統制システムの整備について、各業務所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会や経営会議に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度(第122期)における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することならびに効率的に行われることの確保

取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当行と利害関係を有しない社外取締役と監査等委員が出席しています。また、経営会議が37回開催され、常勤監査等委員が出席しています。

(2) コンプライアンス態勢

本部各部が連携を図り、銀行内の法令等遵守態勢の確立に係る問題を統括的・横断的に管理するために、毎月コンプライアンス部会を開催し取締役会に報告を行っています。

また、年度毎にコンプライアンス・プログラムを取締役会で定め、四半期毎に進捗を報告するとともにコンプライアンス違反の発生状況及び反社会的勢力等の関係遮断について、その内容を稟議・回議にて18回報告し、重要性があるものは取締役会に6回付議いたしました。

(3) リスク管理態勢

年度初めに当期のリスクテイク方針に基づいた資本配賦額をリスク管理委員会にて定め、毎月実施するALM委員会にて配賦資本の運用状況についてモニタリングを行っており、稟議にて報告しています。また、四半期毎に実施するリスク管理委員会にてリスクに関する報告を行っています。

(4) 当行グループにおける業務の適正の確保

グループ会社に対しては、重要度に応じて、銀行の監査部による内部統制システム全般の整備や運用状況のモニタリングを実施しています。

グループ会社運営規定に基づき、年2回グループ会社会議を開催し、経営全般に関する課題や対応について協議したほか、グループ全体としての情報共有を図りました。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会の監査に関連する行内規定等を定めるとともに、代表取締役頭取、会計監査人、監査部、コンプライアンス統括部等と、定期的に意見情報交換を行っています。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

第122期末 (2023年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金 預 け	金	85,538	預	金	736,216
現 預 け	金	11,517	当 座 預	金	14,021
有 価 証 券	金	74,021	普 通 預	金	478,596
国 債	金	160,900	貯 蓄 預	金	3,234
地 方 債	金	29,649	通 知 預	金	399
社 債	金	22,846	定 期 預	金	235,189
株 式	金	60,505	定 期 積	金	3,288
そ の 他 の 証 券	金	16,151	そ の 他 の 預	金	1,486
貸 出 金	金	31,747	借 入 金	金	27,000
割 引 手 形	金	544,124	そ の 他 負 債	金	4,262
手 証 書	金	1,096	未 決 済 為 替	借 等	150
当 座 貸 付	金	10,692	未 払 法 人 税	等	87
外 国 為 替	金	481,042	未 払 費 用	益	308
そ の 他 の 預 け	金	51,293	前 受 取	益	357
未 決 済 為 替	金	241	給 付 補 填 備	金	0
未 払 費 用	金	241	り 一 入 債	務	179
未 収 収 益	金	3,958	資 産 除 去 債	務	9
そ の 他 の 資 産	金	57	そ の 他 の 負 債	金	3,168
有 形 固 定 資 産	金	11	睡眠預金払戻損失引当金	金	399
建 物	金	557	偶 発 損 失 引 当 金	金	81
土 地	金	3,332	繰 延 税 金 負 債	金	113
一 ス 資 産	金	12,708	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	金	799
建 設 仮 勘 定	金	3,793	支 払 承 諾	金	426
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	金	8,222	負 債 の 部 合 計	金	769,299
無 形 固 定 資 産	金	179	(純資産の部)		
ソ フ ト ウ ェ ア	金	334	資 本 金	金	8,752
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	金	313	資 本 剰 余 金	金	7,344
前 払 年 金 費 用	金	285	資 本 準 備 金	金	7,344
前 払 承 諾 見 返 金	金	28	利 益 剰 余 金	金	19,919
貸 倒 引 当 金	金	2,583	利 益 準 備 金	金	1,114
	金	426	そ の 他 利 益 剰 余 金	金	18,804
	金	△2,144	繰 越 利 益 剰 余 金	金	18,804
	金		自 己 株 式	金	△162
	金		株 主 資 本 合 計	金	35,855
	金		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	金	2,231
	金		土 地 再 評 価 差 額 金	金	1,265
	金		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	3,496
	金		純 資 産 の 部 合 計	金	39,351
資 産 の 部 合 計	金	808,650	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	金	808,650

第122期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		12,149
資金運用収益	9,752	
貸出金利息	8,153	
有価証券利息	1,423	
コール口金	16	
預け金の受入	157	
その他の引当	0	
役務取引等収益	1,619	
受入の他の為替手数料	463	
その他の業務収益	1,155	
その他の業務収益	64	
外国為替売却益	8	
外国債等債券売却益	56	
その他の経常収益	713	
株式等売却益	653	
償却債権取立	2	
その他の経常収益	56	
経常費用		10,082
資金調達費	48	
預借金の利息	48	
借入金利息	0	
役務取引等費用	1,659	
支払の他の為替手数料	65	
その他の業務費用	1,593	
その他の業務費用	212	
外国債等債券売却損	170	
外国債等債券償却	41	
営所の経常費用	7,599	
貸倒引当金繰入	563	
株式その他経常費用	469	
償却費用	29	
その他の経常費用	64	
経常利益		2,066
特 固 定 資 産 処 分 益	5	5
特 固 定 資 産 処 分 損	0	25
減損	24	
引当金繰入		2,047
法人税、住民税等	142	
法人税	362	
法人税		504
当期純利益		1,542

第122期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当 期 首 残 高	15,252	13,844	—	13,844	1,035	17,862	18,898
当 期 変 動 額							
資本金から剰余金への振替	△6,500		6,500	6,500			
準備金から剰余金への振替		△6,500	6,500	—			
利益準備金の積立					79	△79	—
剰余金の配当						△395	△395
当期純利益						1,542	1,542
自己株式の取得							
自己株式の消却			△13,000	△13,000		△105	△105
土地再評価差額金の取崩						△20	△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	△6,500	△6,500	—	△6,500	79	941	1,020
当 期 末 残 高	8,752	7,344	—	7,344	1,114	18,804	19,919

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△161	47,834	3,933	1,244	5,177	53,012
当 期 変 動 額						
資本金から剰余金への振替		—				—
準備金から剰余金への振替		—				—
利益準備金の積立		—				—
剰余金の配当		△395				△395
当期純利益		1,542				1,542
自己株式の取得	△13,105	△13,105				△13,105
自己株式の消却	13,105	—				—
土地再評価差額金の取崩		△20				△20
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△1,701	20	△1,681	△1,681
当期変動額合計	△0	△11,979	△1,701	20	△1,681	△13,660
当 期 末 残 高	△162	35,855	2,231	1,265	3,496	39,351

第122期末 (2023年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	85,540	預 金	735,949
有価証券	160,853	借 用 金	27,020
貸出金	540,283	そ の 他 負 債	4,653
外国為替	241	退職給付に係る負債	5
リース債権及びリース投資資産	4,986	睡眠預金払戻損失引当金	399
そ の 他 資 産	4,555	偶 発 損 失 引 当 金	81
有形固定資産	12,872	繰 延 税 金 負 債	483
建 物	3,805	再評価に係る繰延税金負債	799
土 地	8,222	支 払 承 諾	426
リ ー ス 資 産	0	負 債 の 部 合 計	769,819
建 設 仮 勘 定	179	(純資産の部)	
その他の有形固定資産	664	資 本 金	8,752
無形固定資産	314	資 本 剰 余 金	7,411
ソ フ ト ウ ェ ア	285	利 益 剰 余 金	19,998
リ ー ス 資 産	0	自 己 株 式	△164
その他の無形固定資産	29	株主資本合計	35,998
退職給付に係る資産	3,727	その他有価証券評価差額金	2,232
支払承諾見返	426	土 地 再 評 価 差 額 金	1,265
貸倒引当金	△2,184	退職給付に係る調整累計額	795
		その他の包括利益累計額合計	4,293
		非 支 配 株 主 持 分	1,507
		純 資 産 の 部 合 計	41,798
資 産 の 部 合 計	811,618	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	811,618

第122期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		14,373
資金運用収益	9,741	
貸出金利息	8,137	
有価証券利息配当金	1,429	
コールローン利息及び買入手形利息	16	
預け金利息	157	
その他の受入利息	0	
役員取引等収益	1,618	
その他の業務収益	2,299	
その他の経常収益	714	
経常費用		12,198
資金調達費用	48	
預金利息	48	
借用金利息	0	
役員取引等費用	1,655	
その他の業務費用	2,249	
営業経費	7,645	
その他の経常費用	599	
貸倒引当金繰入額	505	
その他の経常費用	94	
経常利益		2,174
特別利益		5
固定資産処分益	5	
特別損失		25
固定資産処分損失	0	
減損損失	24	
税金等調整前当期純利益		2,155
法人税、住民税及び事業税	188	
法人税等調整額	354	
法人税等合計		542
当期純利益		1,612
非支配株主に帰属する当期純利益		62
親会社株主に帰属する当期純利益		1,550

第122期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	15,252	13,911	18,968	△164	47,969
当 期 変 動 額					
資本金から剰余金への振替	△6,500	6,500			—
剰余金の配当			△395		△395
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,550		1,550
自己株式の取得				△13,105	△13,105
自己株式の消却		△13,000	△105	13,105	—
土地再評価 差額金の取崩			△20		△20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	△6,500	△6,500	1,029	△0	△11,971
当 期 末 残 高	8,752	7,411	19,998	△164	35,998

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,934	1,244	865	6,044	1,446	55,460
当 期 変 動 額						
資本金から剰余金への振替						—
剰余金の配当						△395
親会社株主に 帰属する当期純利益						1,550
自己株式の取得						△13,105
自己株式の消却						—
土地再評価 差額金の取崩						△20
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△1,702	20	△69	△1,751	60	△1,690
当期変動額合計	△1,702	20	△69	△1,751	60	△13,661
当 期 末 残 高	2,232	1,265	795	4,293	1,507	41,798

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 宮崎太陽銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永 里 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中 園 龍 也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

株式会社 宮崎太陽銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 永里 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中園 龍也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社宮崎太陽銀行の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎太陽銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第122期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

株式会社 宮崎太陽銀行 監査等委員会
 常勤監査等委員 河野文 一 ㊟
 監査等委員 郷俊介 ㊟
 監査等委員 井上敬雄 ㊟
 監査等委員 保田昌秀 ㊟

(注) 監査等委員 郷俊介、井上敬雄、保田昌秀の3氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、財務状況や当事業年度の業績等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金25円00銭 総額132,185,125円
当行第1回B種優先株式1株につき金87円50銭 総額52,500,000円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2023年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

2022年11月30日にA種優先株式を消却したため、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線 は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式、A種優先株式、第1回B種優先株式、第2回B種優先株式(以下、併せて「B種優先株式」といい、第1回ないし第2回B種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各B種優先株式」という)の発行可能種類株式総数は、それぞれ2,100万株、<u>2,100万株</u>、100万株、100万株とする。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は2,100万株とし、普通株式、第1回B種優先株式、第2回B種優先株式(以下、併せて「B種優先株式」といい、第1回ないし第2回B種優先株式のうちいずれか一つの種類の株式を意味する場合は「各B種優先株式」という)の発行可能種類株式総数は、それぞれ2,100万株、100万株、100万株とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="185 161 569 225">第2章の2 A種優先株式 (A種優先配当金)</p> <p data-bbox="168 229 675 1059">第12条の2 当銀行は、第35条に定める剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先登録株式質権者」という）に対し、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という）及び普通株式の登録株式質権者（以下、「普通登録株式質権者」という）に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）に、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下、「A種優先配当金」という）の配当をする。ただし、配当年率は、8%を上限とする。また、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</p> <p data-bbox="193 1064 675 1232">2 ある事業年度においてA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額の合計額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p>	<p data-bbox="912 161 979 188">(削除)</p> <p data-bbox="912 193 979 220">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>(A種優先中間配当金)</u></p> <p><u>第12条の3 当銀行は、第36条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という）を支払う。</u></p> <p><u>(A種優先株主に対する残余財産の分配)</u></p> <p><u>第12条の4 当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主及び普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p> <p><u>2 A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p>4 <u>取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正及び調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得条項)</u></p> <p>第12条の7 <u>当銀行は、A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、次項に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章の<u>3</u> B種優先株式</p> <p>第12条の<u>10</u> ～ (条文省略)</p> <p>第12条の<u>17</u> (優先順位)</p> <p>第12条の<u>18</u> A種優先株式及びB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>	<p>第2章の<u>2</u> B種優先株式</p> <p>第12条の<u>2</u> ～ (現行どおり)</p> <p>第12条の<u>9</u> (優先順位)</p> <p>第12条の<u>10</u> B種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</p>

第3号議案 監査等委員でない取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです）全員（9名）は任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	はやし だ よう じ 林 田 洋 二 (1949年12月24日生)	1973年4月 当行入行 1986年9月 当行審査部部長代理 1988年10月 当行外国部部長代理 1995年4月 当行国際部部長代理兼貿易相談室長代理 1996年9月 (株)宮崎太陽キャピタル常務取締役 2000年6月 当行経営企画部長 2002年6月 当行執行役員経営企画部長 2003年6月 当行執行役員経営企画部長兼総務部長 2004年6月 当行取締役コンプライアンス統括部長 2005年7月 当行取締役監査部長 2008年6月 当行常勤監査役 2011年6月 当行専務取締役 2013年6月 当行専務取締役（代表取締役） 2016年6月 当行取締役頭取（代表取締役） 現在に至る	普通株式 10,151株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>林田洋二氏は、国際業務・貿易相談業務参入や(株)宮崎太陽キャピタル創設といった先駆的な分野に従事。2004年に取締役に就任してコンプライアンス部門や監査部門を担当。2008年には常勤監査役となり、当行のガバナンス態勢の強化に取り組みました。その後、2011年に専務取締役、2016年からは取締役頭取として独自性に富んだ新たなビジネスモデル導入による経営改革を役職員の先頭に立って進めてきました。地域金融機関の最大の使命でもある地域経済活性化へのコミットメントを重視しつつ、お取引先企業への伴走支援を中核に据えた経営体制へ向けて、豊富な知見や統率力・実行力に裏付けられたマネジメント力の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
2	黒木 浩 <small>くろ き ひろし</small> (1961年9月30日生)	1984年4月 当行入行 2001年4月 当行情報企画部部長代理 2008年4月 当行審査部部長代理 2009年4月 当行日向北支店長 2011年4月 当行営業推進部部長代理 2013年4月 当行営業統括部企画推進グループ長 2014年9月 当行人事部長 2015年6月 当行取締役人事部長 2018年1月 当行取締役本店営業部長 2018年6月 当行常務取締役本店営業部長 2019年2月 当行常務取締役融資統括本部長 2019年4月 当行常務取締役 現在に至る (担当 融資一部、融資二部、融資三部)	普通株式 6,874株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>黒木浩氏は、国際取引・貿易相談、営業企画・推進、デジタル化等の本部業務へ多角的に従事し2015年に取締役に就任。本店営業部長を経て2018年に常務取締役となったのち、融資部門の担当役員として経営改善や早期事業再生、創業や新事業展開等といったお取引先企業の経営者さまが課題とするテーマの解決に向けた取り組みの陣頭指揮をとってきました。また、それらの企業さまへ支店長と直接出向き、深度ある対話に基づく精度の高い対応手法の拡充についても精力的に進めてきており、今後も組織を挙げた伴走支援の充実と地域経済活性化への一層の貢献が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
3	あん どう かず よし 安藤和慶 (1962年6月12日生)	1985年4月 当行入行 2000年9月 当行人事部部长代理 2011年4月 当行営業統括部企画・推進グループ副部長 2013年4月 当行延岡支店長 2015年4月 当行経営企画部副部長 2015年6月 当行経営企画部長兼総務グループ長兼リスク管理グループ長 2017年4月 当行総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2017年6月 当行取締役総合企画部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年2月 当行取締役総務部長兼次期システム移行推進本部副本部長 2018年4月 当行取締役次期システム移行推進本部副本部長 2018年6月 当行常務取締役次期システム移行推進本部副本部長 2019年4月 当行常務取締役 2020年2月 当行専務取締役 現在に至る (担当 営業統括部、地域活性化部、リテール企画部、総務部、事務部、人事部、業務改革部)	普通株式 7,260株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>安藤和慶氏は、ブロック長や本部部長を経て2017年に取締役に就任。2018年に常務取締役、2020年からは専務取締役として、経営計画策定や組織・人事制度の見直し、システム戦略のほか、特に旧来からの業務運営体制の抜本的な改革やお客さまの利便性を踏まえた営業設備の改善、地域における当行の役割を意識した広報戦略展開といった分野で統括的な役割を担ってまいりました。今後も社会経済環境を踏まえた中長期的な経営戦略の策定と実践に関する知見の発揮や、行内連携力を活かした企画・実行のためのマネジメント力発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式の数
4	うえ の てつ ひろ 上野 哲弘 (1963年4月3日生)	1987年4月 当行入行 2006年4月 当行本店営業部次長 2007年4月 当行南延岡支店長 2010年4月 当行大塚支店長 2012年4月 当行本店営業部副部長 2014年4月 当行営業統括部法人推進グループ副部長 2015年4月 当行営業統括部付部長 2017年4月 当行本業支援部長 2017年6月 当行本業支援部長兼(株)宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 2018年6月 当行取締役本業支援部長 2020年1月 当行取締役総合企画部長 2022年6月 当行常務取締役総合企画部長 現在に至る (担当 総合企画部、証券国際部)	普通株式 4,253株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>上野哲弘氏は、当行主要店舗の支店長を経て2018年に取締役に就任。(株)宮崎太陽キャピタル代表取締役としての経験を活かしつつ、お取引先企業の新事業展開や販路開拓等の本業支援業務に取り組みました。2022年には常務取締役に就任し、総合企画部および証券国際部の担当役員として伴走支援の展開を軸とした経営計画策定と進捗管理に携わったほか、資本政策を含む財務基盤の確立へ向けた施策の策定に関して中心的な役割を担うなど、今後の当行経営企画・運営を円滑に遂行するためのマネジメント力を発揮することが期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
5	みず なが のぶ さと 水 永 信 里 (1963年4月21日生)	1987年4月 当行入行 2006年4月 当行日向北支店長 2009年4月 当行本店営業部副部長 2012年4月 当行都北町支店長 2013年4月 当行鹿児島支店長 2016年4月 当行営業統括部企画推進グループ 付部長 2017年4月 当行営業企画推進部長 2018年1月 当行融資部長 2018年6月 当行取締役融資統括本部長兼融資部 長 2019年2月 当行取締役本店営業部長 2022年4月 当行取締役リテール企画部長 2023年3月 当行取締役コンプライアンス統括部 長 現在に至る (担当 コンプライアンス統括部)	普通株式 4,476株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>水永信里氏は、当行主要店舗の支店長を経て2018年に取締役に就任。融資統括本部長として現場重視の融資業務態勢の確立に取り組んだほか、2019年からは本店営業部長としてお取引先企業に対する伴走支援を全営業店の先頭に立って実践してきました。2022年4月には営業統括・地域活性化・リテール企画各部門の担当役員となり、お客さま本位の金融サービス提供体制の充実・高度化に取り組んだほか、2023年3月からはコンプライアンス統括部担当としてリスク管理態勢の整備という重責を担うなど、今後も各業務分野で培った知見を活かした一層のリーダーシップの発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			
6	新任 か とう やす とし 加 藤 泰 敏 (1968年11月10日生)	1991年4月 当行入行 2009年4月 当行本店営業部融資課長 2010年4月 当行延岡支店副支店長 2014年4月 当行川内支店長 2018年4月 当行北支店長 2022年4月 当行執行役員本店営業部長 2023年4月 当行執行役員(担当 融資一部、融 資二部、融資三部) 現在に至る	普通株式 1,329株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>加藤泰敏氏は、当行主要店舗の副支店長・支店長を経て2022年に執行役員本店営業部長に就任。2023年4月からは融資一部・同二部・同三部の担当執行役員として、お取引先企業への伴走支援等に注力する融資部門全体の統括的役割を担っています。また、九州・沖縄地区所在の金融機関が取り扱う住宅ローンや各種個人ローンの信用保証業務を展開する外部企業への出向のほか本部個人融資部勤務の経験も有するなど、多角的で高度な視野によるリーダーシップの発揮が期待できることから、新任取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
7	のむらこうじ 野村 公 治 (1963年5月10日生)	1987年 4月 日本債券信用銀行（現 ㈱あおぞら銀行）入行 1995年 8月 同行香港支店調査役 2000年 6月 同行福岡支店営業第三課長 2008年 4月 同行金融法人部担当部長 2011年 7月 同行海外現地法人Aozora Asia Pacific Finance Limited（香港）出向 2013年 4月 同行ニューヨーク駐在員事務所長 2015年10月 同行国際部共同部長 2017年10月 当行出向 総合企画部経営企画室長 2018年 4月 当行入行 総合企画部長 2020年 1月 当行上席執行役員本業支援部長兼(株)宮崎太陽キャピタル常務執行役員 2020年 6月 当行常務執行役員兼(株)宮崎太陽キャピタル代表取締役社長 2021年 6月 当行取締役就任（非常勤取締役） 現在に至る （重要な兼職 ㈱宮崎太陽キャピタル代表取締役社長）	普通株式 831株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>野村公治氏は、日本債券信用銀行（現㈱あおぞら銀行）入行後、香港の現地法人やニューヨーク駐在員事務所に勤務したほか、主要な国内業務にも幅広く携わってきました。2018年の当行入行後は総合企画部長、本業支援部長を歴任。2020年からは(株)宮崎太陽キャピタルの代表取締役社長として、地元企業の新規創業や先進的な企業の新事業展開や海外展開等の分野で質の高い支援サービスに取り組んできており、お取引先だけでなく、国をはじめとする関係機関からも高い評価を得ています。当行の地元企業支援の取り組みの充実のため、今後も多角的な知見の発揮が期待できることから、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
8	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <small>ほり い よういちろう</small> 堀井 洋一郎 (1950年9月15日生)	1976年3月 宮崎大学大学院修士課程修了 1977年9月 (株)ワールドサファリ動物病院院長兼飼育課長 1980年3月 同社退職 1984年7月 長崎大学医学部助手 1991年4月 宮崎医科大学医学部助手 1993年9月 宮崎大学農学部助教授 1998年1月 宮崎大学農学部教授 2009年9月 宮崎大学農学部副学部長 2010年4月 宮崎大学医学獣医学総合研究科教授兼任 2011年4月 宮崎大学副学長兼任 2011年4月 宮崎大学産学・地域連携センター長兼任 2015年6月 当行経営評価委員会委員 2016年3月 宮崎大学定年退職 2016年4月 宮崎大学名誉教授 2016年4月 宮崎大学産業動物防疫リサーチセンター客員教授 2016年5月 当行経営評価委員会委員退任 2016年6月 当行取締役就任 (社外取締役) 2016年12月 (有)本川牧場取締役就任 現在に至る	普通株式 496株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>堀井洋一郎氏は、動物園・水族館を主体とした民間アミューズメント施設の設立・運営に携わってこられたほか、国立大学法人では専門分野の研究にとどまらず、副学長等の要職に就いて大学経営や人材育成にも深く関わってこられました。また、現在では畜産関係企業の学術担当役員としての業務にも従事されています。当行はその幅広い経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、お客さま本位の営業態勢の確立やガバナンス、コンプライアンス強化のため、その知見を活かした監督とアドバイスを行っていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
9	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> <small>い い だ み わ</small> 飯田三和 (1950年9月4日生)	1973年4月 (有)みさき商事入社 1992年12月 税理士資格取得 1993年4月 飯田三和税理士事務所開設 1996年3月 宮崎県経営体育成総合支援センター コンサルタント 2003年4月 宮崎県社会福祉施設経営者協議会専 門相談員 2004年12月 (有)ビー・アシスト代表取締役 2007年4月 社団法人宮崎県農業法人経営者協会理事 2008年4月 宮崎県福祉サービス第三者評価調査員 2008年4月 宮崎県公益認定等審議会委員 2008年11月 (有)みさき商事代表取締役 2010年4月 宮崎市固定資産評価委員 2016年4月 宮崎県固定資産評価委員 2016年4月 宮崎県私立学校審議会委員 2018年6月 当行取締役就任 (社外取締役) 2020年1月 (有)みさき商事取締役 (代表取締役退任) 2020年7月 税理士法人アイビーパートナーズ代 表社員 (経営統合) 現在に至る	普通株式 一株
<p>社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>飯田三和氏は、税理士としての高い専門性によって地域の中小企業を支え続けてこられたほか、精通する社会福祉法人や農業法人等の業界においては特に信任が厚く、業界団体の役員も務めてられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、中小企業経営者さま目線による営業態勢確立に関する示唆のほか、企業会計原則や関係法令等の見地からの監督やアドバイスを行っていただけることが期待できることから、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注)
- 各候補者と当行との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 社外

 は社外取締役候補者であります。
 - 独立

 は福岡証券取引所規則に定める独立役員 (社外取締役) として同取引所に届け出ており、両氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当行は、会社法第427条第1項の規定に基づき、堀井洋一郎氏、飯田三和氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、堀井洋一郎氏および飯田三和氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 堀井洋一郎氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、7年となります。
 - 飯田三和氏は、現に当行の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって、5年となります。
 - 当行は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。内容につきましては、事業報告「(5)役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、現在の監査等委員である取締役全員（4名）は任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> つぐま たく み 津 限 卓 三 (1959年7月10日生)	1982年4月 当行入行 1997年4月 当行営業推進部部長代理 2005年4月 当行平和台支店長 2007年4月 当行小林支店長 2010年4月 当行都城支店長 2013年4月 当行営業統括部個人推進グループ主任部長代理 2014年4月 当行営業統括部個人ローングループ部付部長 2014年9月 当行個人ローン推進部長 2016年6月 当行執行役員本店営業部長 2017年6月 当行取締役本店営業部長 2018年1月 当行取締役営業統括本部長 2018年6月 当行常務取締役営業統括本部長 2019年4月 当行常務取締役 2019年6月 当行専務取締役（代表取締役） 2020年2月 当行取締役副頭取（代表取締役） 現在に至る （担当 コンプライアンス統括部、関連会社）	普通株式 7,125株
<p>監査等委員である取締役候補者とした理由</p> <p>津限卓三氏は、当行主要店舗の部店長を経て2017年に取締役に就任。2018年からは常務取締役として中期経営計画の策定と実行の中心的役割を担い、2019年から専務取締役、2020年からは副頭取を歴任しました。お客さまとの対話を重視したビジネスモデルを浸透させるため、強いリーダーシップによって営業現場における基本構想への理解を浸透させつつ、組織的な実行力を高めるための実務面での指導を担ってきました。今後は、これまでに培ってきたその優れた知見と豊かな経験を監査業務の分野においても十分に発揮していくことが期待できることから、新たに監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
2	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> ごう しゅん すけ 郷 俊 介 (1946年7月10日生)	1972年4月 司法修習生 1974年4月 福岡地方裁判所判事補 1984年4月 岡山地方裁判所判事 1988年4月 宮崎地方裁判所判事 1989年4月 福岡高等裁判所宮崎支部判事 1994年4月 同 退官 1994年10月 宮崎県弁護士会弁護士登録 1994年10月 郷法律事務所開設 2014年6月 当行監査役就任(社外監査役) 2019年6月 当行取締役(社外取締役・監査等委員) 現在に至る	普通株式 977株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>郷俊介氏は、裁判官および弁護士として多くの事案に関わった長い経験の中で、法律家として極めて高い専門性を培ってこられました。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、豊富な専門知識を監査の分野において経営の監督に反映していただけることや、法令等遵守態勢や内部管理態勢の構築に関する監督やアドバイスも行っていただけることが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> いの うえ のり お 井 上 敬 雄 (1948年4月20日生)	1972年4月 (株)宮崎日日新聞社入社 1999年4月 同社論説委員会副委員長 2000年4月 同社編集局次長 2002年4月 同社制作局長 2003年4月 同社制作局長兼佐土原センター長 2004年6月 同社取締役制作局長兼佐土原センター長 2008年6月 同社常務取締役総務局長 2010年6月 宮崎ケーブルテレビ(株)代表取締役社長 2016年6月 同社相談役 2017年6月 当行取締役就任(社外取締役) 2018年6月 宮崎ケーブルテレビ(株)相談役退任 2019年6月 当行取締役(社外取締役・監査等委員) 現在に至る	普通株式 一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要</p> <p>井上敬雄氏は、地元新聞社の常務取締役として経営に関与されたほか、地元ケーブルテレビ局では代表取締役社長を務められ、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられます。当行は、その経験・能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、会社経営全般やコーポレート・ガバナンス等に関する豊かな知見を取締役の職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">独立</div> やす だ まさ ひで 保田昌秀 (1953年3月2日生)	1981年3月 大阪大学大学院工学研究科博士課程修了 1981年4月 上野製菓(株)入社 1984年1月 宮崎大学工学部助手 1987年12月 宮崎大学工学部助教授 1994年11月 宮崎大学地域共同研究センター助教授 2000年11月 宮崎大学工学部教授 2003年4月 宮崎大学機器分析センター長兼任 2005年10月 宮崎大学工学部副学部長兼任 2007年4月 宮崎大学農学工学総合研究科教授兼任 2017年4月 当行経営評価委員会委員 2018年3月 宮崎大学定年退職 2018年4月 宮崎大学名誉教授 2018年6月 当行監査役就任(社外監査役) 2019年6月 当行取締役就任(社外取締役・監査等委員) 2020年4月 宮崎国際大学教授 学長補佐・IRセンター長兼任 現在に至る	普通株式 一株
<p>監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要 保田昌秀氏は、国立大学法人地域共同研究センターで中小企業の特許・技術相談に長く携わられたほか、現在は私立大学の学長補佐として、地域産業の将来に必要な人材育成に従事されています。同氏は、当行の役員となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、当行はその経験・能力を高く評価しており、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合の役割として、特に地域経済活性化への当行の貢献に関して、その豊かな知見を取締役職務執行監査に活用していただくことが期待できることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			

- (注)
- 各候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 - 社外

 は社外取締役候補者であります。
 - 独立

 は福岡証券取引所規則に定める独立役員(社外取締役)として同取引所に届け出ており、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏が原案どおり再任された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
 - 当行は、会社法第427条第1項に基づき、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案が承認可決され、郷俊介氏、井上敬雄氏、保田昌秀氏が再任された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
 - 井上敬雄氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会の終結の時をもって6年となります。うち監査等委員としての就任期間は4年となります。
 - 郷俊介氏は2014年に社外監査役に就任して5年ののち、2019年に社外取締役に就任しております。その在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
 - 保田昌秀氏は社外監査役に2018年に就任して1年ののち、2019年に社外取締役に就任しております。その在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。
 - 当行は、取締役を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。内容につきましては、事業報告「(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項」に記載のとおりであります。各候補者が再任または選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

以上

会場ご案内図

会場

宮崎市広島2丁目1番31号

宮崎太陽銀行本店 2階会議室

電話0985-24-2111 (代表)



交通のご案内

- ・宮崎空港より……車で15分
- ・九州自動車道 宮崎ICより……車で15分
- ・JR宮崎駅より……徒歩で5分
- ・宮崎港より……車で10分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。